

第11回熊本市行政区画等審議会

日時：平成22年7月26日（月）午前10時～

場所：KKRホテル熊本 2階「五峯」

開会時間 午前10時00分

終了時間 午前11時35分

○出席委員等（25名）

会 長	桑 原 隆 広			
副 会 長	上 野 眞 也			
委 員	坂 田 誠 二	江 藤 正 行	上 村 恵 一	
	牧 野 光 明	戸 内 敏	赤 星 香 世子	
	崎 元 達 郎	林 美 貴	岩 永 則 勝	
	植 村 米 子	大久保 太 郎	大 澤 一 史	
	緒 方 孝 雄	高 木 徳 文	堀 義 徳	
	南 景 子	森 日 出 輝	森 川 和 憲	
	米 村 昌 昭	小 嶋 一 誠	池 部 正 剛	
	喜 安 和 秀	祐 名 三 佐 男		

○欠席委員等（3名） 新 立 順 子 中 尾 保 徳 村 上 一 也

# 第11回熊本市行政区画等審議会

日時：平成22年7月26日（月）午前10時～

場所：KKRホテル熊本 2階 「五峯」

## 会 議 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 委 員 紹 介

4 議 事

行政区の名称（区名）について

■行政区の名称（区名）の選定方法等について

5 そ の 他

6 閉 会

開会 午前10:00

司会

それでは、定刻になりましたので、第11回熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきます。本日は、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会次第」「席次表及び出席者名簿」と冊子で「審議会会議資料」「参考資料」以上4種類の資料を配布いたしております。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

なお、申し訳ございませんが、席次表及び出席者名簿の訂正がございます。本日、新立委員が出席となっておりますが、新立委員はご欠席でございまして、熊本市PTA協議会副会長の高木委員がご出席でございます。お詫びして訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

ご確認ありがとうございました。それでは、ご手元に配布いたしております会次第に従いまして、進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、桑原会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

おはようございます。第11回目の熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきます。

前回、幸山市長からこの審議会に、間もなく誕生するであろう5つの区についての名称を検討していただきたいという諮問を、新たに受けたわけでありまして。前回はそのテーマにつきまして、皆さんから自由に、いろいろな観点からご意見をいただきました。

本日は、前回のフリートークキングを踏まえまして、事務局でこれからどういう手順で名称の選定を進めていくのか、あるいは、市民の皆さんからどういった形でご意見をお伺いし、それを基に、この審議会でどういうふうに区の名前を決めていくのか。それについての方針を、本日決めていきたいと考えております。区名の選定という一つの大きな作業についての基本的な方向性を、今日決めるということで進めたいと思っておりますのでご協力のほどお願いいたします。

司会

ありがとうございました。続きまして「委員紹介」となっております。

前回の折、委員にご就任いただいておりますが、所用のためご欠席でございました。お名前をお呼びいたしますので、ご起立のうえ、一言ご挨拶をお願いいたします。熊本市小学校校長会会長の森川 和憲（もりかわ かずのり）様でございます。

森川委員

おはようございます。慶徳小学校の森川と申します。合併になりまして、現在熊本市の

小学校は92校になっております。私の住まいは仮のA区に住んでおります。学校はC区にございます。名前がどういうふうになるのか楽しみに参加させていただきます。お世話になります。

司会

ありがとうございました。

それでは本日の議事に入りたいと思います。熊本市行政区画等審議会要綱第5条第1項の規定によりまして「会長が会議の議長となる」となっておりますので、ここからの進行を桑原会長にお願いいたします。

桑原会長

それでは、審議に入ります前に、会議の成立について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

本日は、委員28名のうち、25名の委員の皆様にご出席をいただいております。従いまして、当審議会要綱第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

会長

ありがとうございました。ただ今事務局より報告がありましたとおり、本日の会議は成立しているとのことでもあります。

それでは、早速ではございますが、お手元の会次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本日の議題は1つでございますが「行政区の名称（区名）について」審議を進めたいと思います。お手元の資料に基づきまして、まず事務局より前回第10回の審議会において、皆さんからいただきました意見を取りまとめていただいておりますので、それについての報告をお願いしたいと思います。

事務局

失礼して着座のままご説明させていただきたいと思います。会議資料の1頁2頁をお開きいただきたいと思います。前回の審議会におきましては、ここに記載しておりますように、大きく5つの分野におきましてご意見が出たところでございます。まず、1頁の1番目「区名の選定方法について」でございますけれども、他都市の例を参考にご審議をいただきました結果、最初に広く区名案の公募を行い、審議会で候補を絞り込むための意見交換を実施し、それから再度投票または意見聴取をして、市民の皆様の意見をできるだけ反映するやり方がいいと。いわゆる第二段階による選定方法のご意見がありました。一方で、

最初に区名案の公募を行ったうえで審議会において決定するというご意見も出たところでございます。資料としましては、本日後ほどご説明いたしますが、区名の選定の方法についてのたたき台を準備させていただいております。また、第二段階でいく場合の区名答申までのスケジュール案というものも準備させていただいております。続きまして、「選定の基準について」でございますけれども、これは審議会の責任の下で、選定基準が必要であるというご意見が出たところでございます。これもたたき台として区名選定の基本的な考え方というのを準備しておりますので、後ほどご審議いただきたいと考えております。

3番目の「区名案募集（第1段階）時の要件について」ここに記載しておりますように5つのご意見が出ております。一つ目は、「あまり細かい要件は決めない方がいい。」というご意見でございました。また、「全部ひらがなの区名は避けた方がいい。」というご意見も出ました。また、「造語や語呂合わせも避けるべきではないか。」というご意見も出ております。また、「旧町名の取り扱いについては議論が必要。」というご意見も出ております。最後に「概括的な基準を作って募集するほうがよい。」というご意見も出ております。

4番目に「市民意見の取り扱いについて」でございますけれども、「区名投票結果を尊重しつつ、選定委員会（審議会）でさらに協議して最終的な区名案を決定するのが大事なところではないか。」というご意見が出ております。また、「得票数はあくまで参考にするというところが大事ではないか。」というご意見もいただいております。「アイデア募集の時点では、例え1票であってもすごきらりと光るアイデアがあれば、それも大いに検討に値し、対等に扱ってもいいのではないか。」というご意見も出ております。最後に「最初から、得票数が多い区名にするということを決めておかななくてもいいのではないか。」というご意見も出ております。

続きまして、「募集対象者及び応募方法について」でございますけれども、「熊本市の未来を議論する場であるので、幅広く、更に熊本市外に住んでいる方にも参加してもらった方がいい。」というご意見も出ております。さらに「より多く応募してもらうための工夫が必要。」というようなご意見も出ておまして、参考資料として「対象者」及び「周知方法」の資料を準備させていただいております。

その他でございますけれども、区名の整合性を図るために「5区セットで提案を受けるやり方がいいのではないか。」というご意見も出ております。ただ、「最初から5区セットで応募してもらうのか、審議会編集しセットにするのか、議論しておく必要がある。」というご意見と「最初から5区セットで募集とした場合、なかなか案が出てこないという懸念もある。」というご意見も出ております。

続きまして、方位（東西南北）につきましては、「誰もが覚えやすい区名として、東西南北中央がよいのではないか。」というご意見が出ておりますが、その一方で、「東西南北の取り扱いについては、2回目の意見聴取にかけるときに、当委員会で協議すればいいのではないか。」というご意見も出ております。

続きまして、「投票又は意向調査結果について」でございますけれども、「区の住民の意向と市全体の市民の意向等に分類をして議論していたか、他の政令指定都市による方法はどうかだったのか。」というようなご質問が出ております。

「その他のご意見」といたしまして、「他の政令指定都市の人口等も記載してほしい。」というご意見も出ましたので、本日の資料には他の政令指定都市の人口を記載させていただいているところでございます。事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。資料の1頁2頁の今回のこの審議会で皆さんからいただいた意見の主な項目について、事務局に整理していただいております。ここに書いてあります項目の、例えば、選定基準についてとか、区名案の募集時の要件についてとか、個々の項目については、この後、皆さんに議論していただきますが、前回の報告につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

会長

それでは、このような意見が前回出たということで、それを前提に、本日の審議を進めたいと思います。本日の審議につきましては、資料の4頁以降に事務局と私と上野副会長とで相談しながら、こういうふうに進めていこうというたたき台をまとめておまして、それについて、これから事務局にご説明をいただいて、皆さんにご検討いただくという手順を進めたいのですが、これからの区名選定の進め方につきまして、一番大きな前提になるのが市民の皆さんのご意見をお伺いするにあたって、1回でご意見を伺うのを終えるのか、あるいは2段階にして、最初は広くアイデアを募集して、その中からこの審議会である程度候補を絞って、もう1回ご意見を聞くというやり方で進めるのかについて、皆さんからいろいろなご意見をいただいたところです。

先行事例としては、2段階で意見を聞くというやり方が多かったわけですが、委員さんの中には、1回でいいのではないかとというご意見もありました。確か戸内委員は1回でいいのではないかと。その中で数を重視して選べばいいのではないかとというご意見だったかと思えます。2回でいいのではないかとというご意見の方がかなり多かったものですから、前回、私はこの審議会でたたき台を作るに当たっては、2回のほうがいいのではないかと委員さんが多いので、2段階でのたたき台を作ってみますというようなことで、皆さんにお諮りして異論はなかったということで、2段階ということでしたら事務局に提示していただきたいとお願いしたわけです。

ということで、4頁以降は2段階で市民の皆さんのご意見を伺うというような構成になっているわけです。ただし、2段階にしますと、正式に審議会として了承するとか、そ

ういう語り方はしておりませんでした。前は、とりあえずフリートークでやりますよということでお話をしましたので、この後、議論を進めるに当たりまして、前回議論がありました市民の皆さんの意見を聞く機会を1回にするのか、2回にするのかということにつきまして、この議論を進めるにあたって皆さんのご意見を確認したいと思っているんですけども、一応、この後の議論は、2段階でご意見をお伺いするという前提で議論を進めたいと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

そうしましたら、その前提で資料も準備しておりますので、4頁以降の説明をお伺いして、その後に、皆さんにご検討いただくという手順で進めさせていただきたいと思います。

それでは事務局、4頁以降の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、4頁をお開きいただきたいと思います。まず始めに、区名の選定方法についてご審議いただきたいと思います。参考資料の1頁をお開きいただきたいと思います。

ここに先行政令指定都市の事例を記載させていただいております。これを見比べていただきたいと思います。まず「基本方針」でございますけれども、「区名案について広く募集を行い、その中から、行政区画等審議会において区名候補を各区5つ選定し、さらに、選定した区名候補に対する市民の意向を把握するため区名意向調査を行い、その結果を参考に区名案を選定する。」という基本方針案を作らせていただいております。

2番目の「区名選定の基本的な考え方」でございますけれども、参考資料の1頁に他都市の事例を記載させていただいております。これを要約した案を作らせていただきました。

「(1) 簡潔で、親しみやすく、区の特徴を表し、政令指定都市「熊本市」にふさわしい名称を選定する。」「(2) 区の一体感の醸成が図られるものを考慮し選定する。」「(3) 各区名は、全市的な整合性を考慮し選定する。」

3番目でございますけれども、区名募集第一段階につきましては、「熊本市区名案募集実施要領(案)」に基づき募集するものとする。これにつきましては後ほどご審議いただきたいと思います。また、第2段階でも同じく「熊本市区名意向調査実施要領(案)」を作らせていただきましたので、これに基づきましてご審議いただきたいと思いますと考えております。

最後に、区名の意向調査結果の取り扱いについてでございますけれども、「選考における審議の参考とし、最終的に行政区画等審議会において区名案を決定し、答申するものとする。」とさせていただいております。

選定方法案につきましては、以上でございます。

会長

ありがとうございました。2段階での実施で、市民からのご提案、あるいは意向調査を行うとして、その具体的な実施要領については、この後のページでまた詳しくご検討いただくとして、この4頁の「区名の選定方法について（案）」というのは、全体の基本方針ということでの考え方ですので、ご検討いただきたいと思います。1番に基本方針があって、その後、基本的な考え方、そして3番目に選定方法ということになっております。

順番に皆さんからご意見をいただきたいと思います。

最初に1の基本方針ということでご意見をお伺いしたいと思います。今回、具体的に入れましたのは、最初に広く区名の案について募集を行う。その中で、この審議会で候補を各区ごとに5つ選定すると。事務局と相談して、「5つ」という数字をあえて入れたところが1つのポイントかと思います。それから各区ごとについての提案を募集することに当たって、前回、崎元委員、あるいは他にも委員さんいらっしゃいましたが、5つ全体をセットとして提案を求めるのか、あるいは、それほど拘らずに1つの区だけ提案する人は1つの区の応募だけでもいいのではないかという議論があったわけですが、そうした市民からの意見、提案を5区セットで求めるのか、あるいは、そこまで厳格に決めないでやるかというところも1つのポイントかと思いますが。

まず、1番の基本方針についてのご意見、あるいはご質問を委員さんからお伺いしたいと思います。いかがでしょうか？

他の市を見ますと、数千から1万を超えるぐらいのご提案がありますので、そういったものについて皆さん方に一つ一つ目を通していただいて、その中から次回になると思いますが、候補を各区に5つ選ぶということにしております。区が5つと、候補が5つということで、5つが2つあってちょっと混乱しますが。そのようなことで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

それから、2番目にお話しました、提案を5区セットで応募を受け付けたらどうかということですが、そういうご意見があったわけですが、それに対して異論はあったんですけれども、これについてはいかがいたしましょうか？

崎元委員いかがでしょうか？

崎元委員

なかなか難しいということも理解しましたので、最初に求めるのはバラバラでもいいということで同意いたします。

会長

後でまた実施要領のところの説明があるかと思いますが、応募される方には任意ですけれども選定の理由なども書いていただきたいと思います。考え方が分かるものについては、この審議会でこういう考え方で5つセットで出ている案もありますと

いうことを整理できたらと思います。そういうことで進めさせていただきたいと思います。

それでは、他にこの1番の基本方針につきまして何かありませんか？

はい、林委員。

林委員

確認をしたいのがあります。3行目のところの「区名候補を5つ」この5つを選ぶときに、これは投票数の上から順に5つでしょうか？それともそれに拘らず、審議会の役目として、将来のことまで深く考えた上で選定していくというこの役目を踏まえれば、数字だけではいけない、数字だけでは決められない部分もあるんじゃないかなと思うんですけども。5つ選定の基準を確認したいんですけども。

会長

前回にも林委員からそうした趣旨のお話があつて、1万票集めた候補と1票でもきらりと光る候補があつたら同等に扱うべきではないかというご意見をいただきまして、私も林委員のご意見もごもっともだと思いますので、後のほうで説明します実施要領では、そうした趣旨も市民の皆さんに伝わるようにしておりますけれども、この審議会として募集をして数の多いものを決めるということではなくして、それぞれの提案をしっかりと吟味してということにしたいと思っておりますが、他の委員の皆さんもそういうことでよろしいでしょうか？

そういうことで確認させていただきました。

はい、どうぞ。

坂田委員

1回目はいろいろな形で応募されていいと思うんです。2回目に5つに設定するんですよ。その場合に、ここにいろいろ書いてありますけれども、いろいろなことを言っても区の地域の皆さん方がそれはおかしいんじゃないのと。やはり、区の皆さんが一番これがいいというような選定の仕方が2回目にはいいと思うんですよね。そういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。

会長

そこも皆さんで議論していただければいいんですけども。おっしゃったようにその区に住んでいる人の意見も重視しなければ行けないと私も思います。これも後でご説明しますが、2回目の時には、投票される方の応募の様式の中に「あなたが住んでいるところはどこですか？」というのを記入するようになっておりますので、何区の人はこの案が多かったという結果は出るようにしておりますので、そういう結果も踏まえてご検討いただければいいかなというふうに思っております。

他にいかがでしょうか？

はい、崎元委員。

崎元委員

そういうご質問が出てきたので心配になってきたんですけども、5つというふうに決めると、5つ取るときに5つ目と6つ目をどういうふうに決めるかというところがちょっと心配になりまして、もう多数決で決めるというような決め方を決めるなら決まっていますけれども。例えば、今の坂田委員のご意見がありましたように、票数で3つぐらい決めてあとは議決で決めるとか。5つとも議決で決めてもいいんですけども、票数とこの意見との兼ね合いを、少しはっきりさせておいた方がそのときになって紛糾しないような気がしますけれども。議長が大丈夫とおっしゃるならいいですけども。

会長

なかなか難しいところですね。ある意味では、ご提案のアイデアの結果を見ないと分からないという面もかなりあると思います。数というのは判断要素の一つだと思います。ただ、一方で、林委員がおっしゃったように1万票対1票でもいいのであれば採用するという姿勢で臨みたいと思います。他の政令市の例を見ますと、崎元委員がおっしゃったように、投票数で候補を絞るということもしたところもあるようですし、中には2回投票をやったところもあるようですけれども、本当に紛糾して方向性がなかなかでないのであれば、最後は挙手していただくとか、投票していただくとか、そういう可能性もあるかなというふうに私は思っておりますが、事務局は何かありますか？

事務局

先にご説明してよろしいでしょうか？

会長

はい、どうぞ。

事務局

恐れ入ります、参考資料の5頁以降に他の政令市がどのような基準で区名の絞り込み、あるいは区名の決定をしたかというのを政令市ごとに記載をしております。

5頁のさいたま市でございますけれども、さいたま市では、応募上位3位を自動的に候補とされまして、さらに、1ないし3の区名を審議会のほうで選定して区名投票をされております。従いまして、例えば、A区では応募では10位だった「鴨川区」というのも意向調査の中に入れられております。また、複数区に同一の区名候補がある場合の調整をされておられません。従いまして、ここにありますように、緑区というのがそれぞれ入ってお

ります。これを全部候補として入れられております。この網掛け部分が候補とされた部分でございます。さらに、第2回目の区名投票後の決定までの過程でございますけれども、必ずしも1位になった区名を決定されているわけではございません。ルールを作られておりまして、この※印のところでございますけれども「※旧市名あるいは旧市名に方位を付したものは採用しない。ただし、応募数が過半数以上である場合は採用するとされたため、「大宮」、「浦和」は採用となった。」とされております。

続きまして静岡市でございますけれども、静岡市の場合も、区名募集の1位を外されております。これは応募結果を参考として、応募の中から順位に限らず区名候補を3つとされております。従いまして10位の「青葉区」ですとかその他の「清水みなと区」などというような10位にも入らないような区名も候補として上げられておりまして、結果でございますけれども、最終的にC区は「清水区」になったわけですが、「清水みなと区」というのは第2位となっております。このように少数意見も尊重されて、候補の中に入れられております。

浜松市もさいたま市と同様でございます。上位3案に応募の中から2案を加えて、5つの区名を候補とされております。ここでも、「みどり区」というのが、D区とG区にございまして、複数区に同一の区名候補がある場合の調整はされておられません。ここは基本的に1位の区名を決定されておりますけれども、「中央」という言葉に集権的なものがあるということで、2位の「中区」というふうにして決定をされております。

7頁をお開きいただきたいと思います。岡山市は他の政令指定都市を違わして、応募結果の上位5案を区名候補。ただし、同数がございましたので、A区については6つ選定して意向調査をされまして、意向調査も住民の皆さんの意見どおり第1位でございました「北」「中」「東」「南」の区名で決定されております。

相模原市の場合は、細かいルールは決めておられず、応募上位を原則として特定の地名を除いた、各5区案を区名候補として選定をされております。従いまして、C区でございますけれども、第2位にありました「大野区」というのは対象にされておらず、「南」「東」「あじさい」「ひばり」「光」というのをC区の候補とされております。また、A区につきましては「緑」と「みどり」というのをそれぞれ候補として挙げられておりまして、決定に際しましては、A区は、第3位の漢字の「緑区」というのを答申されております。その他は1位の区名を答申されております。

このように各市によってやり方はかなり違っておりますけれども、基本的には上位3つに、審議会のご意見と合わせて5ないし6というようなところを意向調査の際の候補に上げられている市が多いのが実情でございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。他都市の例についてご説明いただきました。片方で数も重視しながら、片方でいろいろなアイデアにも配慮していくというやり方をおおむね取ってい

るようですね。このようなやり方でよろしいでしょうか？

崎元委員いかがでしょうか？募集結果を見ながら。

崎元委員

全部見ながらやるということですね？

会長

そうですね。

崎元委員

1回目は票数をあまり重んじないという話もありますけれども、票数と、ここの意見とのバランスを考えながら決めていくということで、特に3位までを票数で決めるということとをあらかじめ決めないということですか？

会長

はい。

崎元委員

はい、結構です。

会長

他に基本方針に関しまして何かありませんか？

(意見なし)

会長

では、ここに書いてある案で進めさせていただきたいと思います。

それでは2番目の「区名選定の基本的な考え方」についてのご意見をお伺いしたいと思います。4頁の2番です。これも前回分かりやすいほうがいいんだというご意見もありましたが、もう一方で、熊本市の特色が表れるような名前がいいのではないかというご意見もあったところです。また、先ほど崎元委員からもご意見があったように、ある程度セットでという事は、3番の「全市的な整合性」ということも意味されているかと思ひまして、1番、2番でこうした考え方で選定しながら、全体としてのバランスと申しますか、整合性と申しますか、そういったものについても考慮しようここに書いてあるわけです。

ご意見何かありませんでしょうか？

崎元委員

整合性というのを言い出した兼ね合いで、もう一度確認ですけれども、考えれば考えるほど難しいというふうに理解をし始めました。例えば方角、歴史的な地名とか、あるいは色だとか、そこまで拘った整合性というふうに考えると非常に難しいということで、かなり緩やかな整合性ということで理解したいと思いますが、そのように私は考えます。

会長

私もそのように考えております。先ほどの参考資料の例で言いますと、参考資料の6頁に静岡市の区名の結果が書いてあるわけでも、最初の結果を見ていただきますと「葵区」「駿河区」「清水区」というふうになっておりますが、「葵区」というのは静岡市の一番中心部、駿府城という徳川家康の居住があったお城があるということで「葵区」になったんですが、「葵」というのは地名ではなく、徳川家の家紋なんですけれども歴史的に由緒ある名前。B区の「駿河区」というのは駿河湾に面している地域ですから「駿河区」というふうに付けた。それからC区の「清水区」というのは、合併前は清水市だったわけですけれども、旧市町村名というよりは、江戸時代から清水の次郎長とか、清水の港とかそういう地域の名前だから「清水区」にしたということです。全体を見れば、私は整合性は取れていると思うんですが、別に地名で統一したわけでも歴史的名称で統一したわけでもないんですけれども、おっしゃったように少し緩やかな範囲での整合性が取れていると私は評価します。多くの市民が納得できるような整合性ということで、広く理解をしてもいいのではないかと思います。これは具体的に案が出てきた後、皆さんのご意見をお伺いしながら決めていくことかと思いますが、整合性については、あまり厳格ではなく幅広くするというご理解いただけたらと思います。よろしいでしょうか？

他に2番の「区名選定の基本的な考え方」についていかがでしょうか？

よろしいでしょうか？

それでは、次の3番に移らせていただきます。3番は「区名の選定方法について」ということです。最初に皆さんにご了解いただきましたように、第2段階で市民の皆さんの意見をお伺いするというようなことを前提に、この審議会で決定し、答申をするということになっておりますが、3番についてはいかがでしょうか？

よろしいでしょうか？

それでは、3番についてはここに書いてあるとおりとさせていただきます。具体的にはそれぞれの実施要領につきまして、この後ご審議をいただきたいと思っております。

それでは、4頁の3番「区名の選定方法について」は、ここに書いてあるものでご了解いただいたものとさせていただきます。

それでは、6頁をお開きいただきたいと思っております。次に区名の答申に至るまでのこれからのスケジュール案につきまして、ここに整理させていただいております。まず事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

6頁の中ほどでございますけれども、区名案の募集を、本年の9月中に3週間程度の期間で実施したいと思っております。他の政令指定都市を見ますと、だいたい2週間から1ヶ月間ぐらいの募集期間を設けておられますので、本市でもその程度の募集期間を設けさせていただきたいと思っております。

会長

今日がこの2段目にあります第11回の審議会ですね？  
その下からご覧ください。

事務局

応募数にもよりますけれども、1万を超えると集計にもかなり時間がかかりますから、第12回の審議会を10月の中旬以降に開催させていただけたらと考えております。ここでご審議いただきますのは、区名募集結果の取りまとめの報告を受けた後の、区名候補の選考決定というのを行っていただきたいということで、ご承認いただきました基本方針によりまして、各区5つずつの候補をここで決定させていただきたいと思っております。ご決定いただきましたら、市政だより等で、市民の皆様にも周知をいたしまして、12月中に3週間程度の期間で、意向調査を実施したいと考えております。年が明けまして1月の中旬以降、これも集計作業等がありますので、再度審議会を開催していただき、意向調査の結果を受けまして、区名を選考し、市長に答申していただけたらと考えております。答申の時期を、2月の中旬にでもさせていただければと考えております。

以上がスケジュールでございます。なお、只今申し上げました区名募集のチラシでございますとか、チラシの確認につきましては、会長、副会長にご相談して決めさせていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。これからのスケジュールについてご説明いただきました。ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

この予定では、次の審議会は市民からの応募がまとまった10月中旬以降、そして2回目の意向調査が終わった1月中旬以降となっておりますが、それぞれ1回で済むのか、あるいは2回以上必要なのかは、それぞれの応募状況によるかと思っております。

いかがでしょうか？大まかなスケジュールとしては、このように進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それではそういうことで進めさせていただきたいと思います。

それでは、7頁に進みまして、ここからは実際の区名案の募集要領、それから意向調査の実施要領ということで、かなり具体的な市民の皆さんからのご意見を伺う方法が整理されていますので、順番に事務局からご説明をお願いしたいと思います。

それでは、「熊本市区名案募集実施要領（案）【第1段階】」につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

資料の7頁8頁でございます。2項目の「区名選定の基本的な考え方」と「募集期間」については、ただ今までご説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。3番目の「募集対象者」でございますけれども、「どなたでも応募できます。」というたたき台を作っております。これは市内在住、年齢等問わないということで、どなたでも応募できるという案を作っております。「応募の際の留意事項」でございますが、※印をつけておりますけれども、前回もご説明いたしました、算用数字やアルファベットは市の名称では用いるべきではないという総務省の見解もございますので、これだけは使用しないでくださいという注意を入れさせていただけたらと考えております。次の「応募上の注意」でございますけれども、1つの区の名称でも、あるいは2つ3つという複数の名称でも、5つ全部の区の名称でも応募できるとさせていただいております。ただし、「1つの区に対する同一の区名は1人様1点限り。」とさせていただいております。さらに「公序良俗に反するものなど、明らかに区名にふさわしくない名称は無効とします。」という注意を入れさせていただきたいと思います。次の「記載事項」でございますけれども、この(3)でございますが、これは先ほど坂田委員からもありましたように、どの区からどの意見が多いかというのを集計し、委員の皆様にお示しする必要がありますことから、応募者の住所、氏名を必須事項とさせていただけたらと考えております。続きまして「応募の方法」でございますけれども、専用の応募はがきを、全世帯に配布したいと考えております。さらに、総合支所、市民センターにつきましては、専用の応募箱を設置いたしまして、そこにもこのはがきを置きたいと考えております。さらに官製はがきでの応募も受け付けたいと考えております。その他FAXでございますとかEメール、ホームページ、さらには携帯電話等からの応募も受け付けたいと考えております。「その他」でございますけれども、「無効と判断されたものを除いたすべての名称案の中から、熊本市行政区画等審議会において、区名候補を各区5つ選定した後、選定された区名候補について区名意向調査を行います。」というただし書きも付けさせていただきたいと考えております。また、「お寄せいただいた方の個人情報、区名案募集の目的以外に使用いたしません。」ということも記述させていただきたいと考えております。募集の周知方法でございますが、

ただ今申し上げました市政だより、ホームページの記載に加えまして、市電、バス、公共施設等への周知ポスターを掲示したいと考えております。その専用はがきの例でございますけれども、ここにA区からE区までの区名、これは1つでも2つでも5つでも可とさせていただきます。また、崎元委員からもありましたように、この区名を応募した理由などを記入していただく欄も設けさせていただきたいと考えております。

実施要領については以上でございます。

会長

ありがとうございました。第1段階目の市民からの意見を募る実施要領につきまして、ご説明を受けました。順番にご意見をお伺いしていきたいと思っております。

1番の「区名選定の基本的な考え方」は最初の基本方針のところと全く同じですのでご了承いただいたということで、2番目の「募集期間」から順番にご意見をお伺いしたいと思います。募集期間については未定ですけれども、9月中に3週間程度の期間で実施をしたいということですが、よろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

次の「募集対象者」ですけれども、これはどなたでも応募できます。熊本市内在住に限られません。年齢も問いません。前回、間口をできるだけ広くというご意見もございましたのでこうした書き方になっておりますが、これについてはいかがでしょうか？

はい、崎元委員。

崎元委員

細かい話ですみません。「市内在住、」で切れるのがちょっと気になるので、今議長が言われたように言葉を切って、「市内在住に限られません。年齢等問いません。」というふうにされたほうが。

会長

全然意識しないで発言しましたが、そうですね。そういうふうに修正してください。他にいかがでしょうか？

上村委員

市外の居住者に対する周知はどのようにされるのか？

会長

はい、事務局お願いします。

事務局

ホームページをご覧なると思いますので、ご決定いただけましたら、市のホームページにアップしたいと考えております。それと、市電、市バス等での広告も予定いたしておりますので、興味のある方は応募されるのではないかと考えております。また、東京事務所を通じ、東京在住者の会などに対しまして、募集をやっているという情報が届くよう工夫したいと考えております。

会長

はい、南委員どうぞ。

南委員

市内在住ということは、体は居て住民票は市内にないという方もいらっしゃるわけです。ですから、原則的に住民票があって市内に在住しているというような感じなんでしょうか？

会長

一般的には、住民票があるという人が熊本市内に住んでいるというふうにいるいろいろな行政事務では取り扱われていますね。

南委員

うちの校区の場合は、交じり合っております。だからその辺りを懸念いたしましたものですから。

会長

いずれにしても住民票がある方も無い方も誰でもいいですよということですね。他にいかがでしょうか？

(意見なし)

会長

事務局にお願いしたいのは、たくさんの方に考えていただいて、参加していただくということが大事なので、いろいろな方法でPRというのが大事なんです。ですから、さっきお話いただいた手法に加えて、いろいろな工夫をしていただけたらと思います。例えば、市内でも公共施設以外でもたくさん人が集まる場所、デパートとか病院とか大きな商店

街とかそういうところにもご協力をお願いしたほうがいい。それから東京ですと、市の東京事務所ということでしたけれども、やはり東京で熊本の人が一番集まるのは、銀座熊本館でしょうから、県にもお願いしていただいて。他の市を見ますと、数千票あるいは1万を超える提案がっておりますので、いろいろな工夫をしていただけたらと思います。

他にいかがでしょうか？よろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

そうしましたら「応募対象者」につきましては以上とさせていただきます。

それから、「応募の際の留意事項」「応募上の注意」「記載事項」は事務的な面もありますが、この3点についてはいかがでしょうか？

はい、上野副会長。

上野副会長

「記載事項」の3の住所、氏名というのが必須で、これが記載していなければ無効にしますと書いてありますので、こうなりますと、お住まいの区に丸を付ける手間を回答者に課さなくてもいいのではないのでしょうか？

事務局

申し訳ございません。集計の際に、丸が付いていたほうが作業の効率が増しますので、よろしければこれはつけていただきたいんですけれども。取るべきだということであれば取らせていただきたいと思います。

会長

1万票近い票を集計するわけですから。それでも熊本市は選挙の集計が遅いとか新聞に出ていますので、集計がスムーズに進むためこれは必要かなと思いますが、いかがでしょうか？

上野副会長

それでも結構なんですけど、中には自分のお住まいの区がどこなのか、もう一度詳細に読まなくてはいけない手間がかかるかなということで、この辺の判断というのは、行政の方で、はがきの上に大きくAとかBとか書かれた方が、市民には優しい気はしますが。別に拘るわけではありません。

会長

いかがでしょうか？

事務局

募集要領と一緒に、5区案でそれぞれの学校区を記載したもの、A区は何々小学校区と  
いうのを記載した表と一緒に付けて、募集することを考えております。

会長

私もある意味で、ここに丸をつけてもらうことによって、市民の皆様が自分が何区だ  
ということを改めて理解してもらうという意味では、意味があると思いますので。では、そ  
ういうふうにさせていただきます。

「応募の際の留意事項」「応募上の注意」「記載事項」についてはよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは、その下の「応募方法」についてはいかがでしょうか？

はい、上野副会長。

上野副会長

せっかくたくさんの方に応募していただくということを考えますと、専用応募はがき  
につきましては、予算はかかりますが、料金後納等で応募者の負担のかからない方法をご検  
討できないものでしょうか？

会長

(1)の応募はがきの切手代ということですか。これは前回も話題にしましたけれども、  
市の方で郵便切手料金相当分を負担した市と、そうでない市と両方あったわけですが、事  
務局ではいかがお考えでしょうか？

事務局

本市では、料金後納で対応したいというふうに考えております。いわゆる応募者の負担  
無しで対応したいと考えております。

会長

市内の全戸配布されるチラシに応募はがきが刷り込んであると。

事務局

この表の方に、料金後納の手続きを郵便局にとりまして、区名募集用はがきということで、各世帯に配布したいと考えております。

会長

そういうことでお願いしたいと思います。他にありませんか？

はい、崎元委員。

崎元委員

2番目の方法が理解できなくなりましたが、「専用応募箱への投函」これは何を投函するのでしょうか？専用はがきはお金を使うから。ここに投函するのは何でしょうか？

会長

はい、事務局。

事務局

最初ご説明しましたように、市役所本庁でございまして、各市民センターに応募箱を設置いたしまして、その横に各世帯に配布しますチラシを設置したいと考えております。そこで投票箱に入れていただきますと、週のうち何回か回収にまいりまして、それを基に集計を行いたいと考えております。

会長

要するに、自宅に届いたやつをどこかにほったらかにしたり、無くなした人がいて、市役所に行ったら応募のコーナーがあったので、そこで応募しますとか。そういうケースを想定しているということですか？

事務局

一世帯に1枚しかチラシが行きませんので、一世帯に2人いらっしゃる方とかは、ちょっとお手数ですけれども、お近くの市民センターにこういうのが置いてありますというのが1点と、そこで持ち帰って、そのまま郵便ポストに入れられてもいいようにというのも考えております。

会長

市役所の窓口にはがきを置いておいて？

事務局

はい。

会長

はがきが置いてある横には箱が置いてあるんでしょ？

事務局

はい。

会長

そうしたらわざわざポストに入れるのももったいないですよ。ここは専用応募用紙による応募箱への投函とかそういうふうなことですかね？別にはがきにしなくても同じ様式でいいから。

事務局

はい、わかりました。

会長

それでよろしいでしょうか？

崎元委員。

崎元委員

そのように書かれたらいいですね。

会長

そうですね。そういうふうに修正してください。

他にいかがでしょうか？よろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは8頁に行きまして「その他」。ここは先ほどご意見があったところですけども、「無効と判断されたものを除いたすべての名称案の中から、熊本市行政区画等審議会において、区名候補を各区5つ選定した後、選定された区名候補について区名意向調査を行います。」ということが書いてあります。そういう意味で「その他」ですけども、重要なことが書いてあります。このような進め方でよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

では、そういうふうにさせていただきます。

それから、点線があって、その下に募集周知方法、集計方法、専用応募はがきのレイアウトが挙がっておりますが、いかがでしょうか？よろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは、先ほど申し上げましたが、周知方法をいろいろと工夫していただくということで、8頁についてもご了承いただいたということにさせていただきます。

以上でこの第1段階の実施要領につきまして、一部修正いたしますが、この案のとおりご了承いただいたものとさせていただきます。

それでは、9頁10頁「第2段階 区名意向調査実施要領(案)」につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

参考資料の9頁10頁も合わせてご覧いただけたらと考えております。

まず1点の「募集期間」ですけれども、スケジュールの方でご説明しましたように、12月中に3週間程度で実施予定という案を作っております。次に対象者でございますけれども、こちらにつきましては、熊本市内にお住まいの方、それから小学生以上の方に限りませうというふうにさせていただきますと考えております。他の政令指定都市をご覧いただきたいと思いますが、この下段の上から3行目でございます。どの政令指定都市も、市内在住者で小学生以上となっておりますので、先行事例に習いまして、対象者はこのようなたたき台を出したところでございます。続きまして、応募上の注意でございますけれども、「1通で、1つの区の名称でも、複数の区の名称でも、全部の区の名称でも応募できます。」というふうにさせていただきます。ただ、「1つの区に対して2つ以上選択した場合は無効となります。」というのを書かせていただいております。また、「区名候補以外の区名を記入した場合は無効となります。」というふうにさせていただきます。「応募は、お1人につき1通に限ります。」と。同一人による複数応募が確認できた場合は、すべて無効とさせていただきますというふうと考えております。「記載事項」ですけれども、これも募集と同じように区名、お住まいの区と応募者の住所、氏名を必須事項とさせていただきます。「その他」でございますが、この実施要領で市民の皆様には周知したいのは「必ずしも応募数の多いものが選定されるものではありません。」というお断りはさせていただきますと考えております。また、「個人情報、区名意向調査の目的以外

に使用いたしません。」というのを書かせていただいております。意向調査周知方法につきましては、基本的に募集と同様の周知を考えております。専用の応募のはがきの例でございますけれども、それぞれA B C D Eに5つの区名候補を書きまして、この中から1区1つの区名を選定していただくという形で、その丸は1区が複数でなければ、A区だけでもいいし、あるいはA区B区でもいいし、全てご回答いただいてもいいという方法をとらせていただきたいと思いますと考えております。さらには、坂田委員からお話がありましたように、集計のときにA区ではこの案が一番多かったというような集計と、さらに全体ではこのような意見になったというようなのが分かるような形で、集計をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは第2段階の実施要領につきまして、これも項目ごとに皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

最初の募集期間ですが、今年の年末の12月に3週間程度ということで予定したいということですが、いかがでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それではそのようにさせていただきます。

その次の募集対象者ですが、これは「熊本市内にお住まいの方（小学生以上の方に限ります）」ということで、第1段階の募集対象者よりは限定されているわけですが、これについてはいかがでしょうか？第1段階は市内在住問いませんということですが、市内にお住まいの方ということにさせていただきたいと思います。

3番目の応募上の注意につきましてはいかがでしょうか？

はい、上村委員。

上村委員

基本的にはこれで異存ありませんけれども、なるべく無効を無くすということと、丁寧な説明をするという立場から、第1段階目と重なるわけですが、応募のサンプルと見本的なものを付け加えていただくことについてはいかがでしょうか？

会長

サンプルといたしますと？

上村委員

国勢調査とかには記入の方法がありますが。

会長

はい、事務局。

事務局

記載例を添付して募集してはどうだろうというご意見だと思いますので、有効、無効が分かるように。例えば、A区で2つ丸をつけたら無効ですよとか、A区だけ丸がついているのは有効ですよというようなものをつけて、募集したいと考えております。

上村委員

是非そういうことで取り扱いをお願いしておきます。

会長

よろしく申し上げます。審議会の姿勢としては、できるだけ無効にはしないようにということだと思います。例えば、組織票的に何通も出されたとか、そういうのが明らかに判断できる場合には、それは外させていただくとか、そういう趣旨だと思います。

他の応募上の注意、何かご意見ありませんか？よろしいでしょうか？では、ここに記載のあるようなこと、且つ無効票ができるだけ出ないようなやり方で進めさせていただきます。

それでは、その次の記載事項です。これは候補が5つ決められていますから、この中から丸をつけて選択をしていただくということになります。それで、お住まいの区も書いていただく、それから住所、氏名。これはある意味で、一人で何通もということにならないようにという意味もありますが、こうしたことを記載していただくと。ひな型は10頁にあるとおりですけれども、このようなやり方でよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは、そういうふうにさせていただきます。

その次の応募方法につきましては、先ほどの第1段階の方法と同じですので、第1段階と同じでよろしければ、こういうふうにさせていただきたいと思います。それでは、応募方法についてもご了承いただいたものとさせていただきます。

その次の「その他」ですけれども、「意向調査の結果はこの審議会での区名選定における参考となりますが、必ずしも応募数の多いものが選定されるものではありません」という項目を入れさせていただいております。これは、先ほどの先行の事例でもご覧いただい

たとおり、全体的なバランスとか、あるいは、きらりと光るものを重視するとかいろいろな判断があると思いますが、数で全て選ぶものではないというのを、一言入れさせていただいているところです。よろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それではそういうことをご了承いただいたものとさせていただきます。

右側の10頁ですが意向調査周知方法と専用応募はがき(例)が挙げてあります。これについてはいかがでしょうか？

はい、高木委員。

高木委員

1段階は年齢を問いませんで、第2段階は年齢は小学生以上に限りますということですから、応募はがきに年齢を書くところが必要ではなかとと思います。

会長

はい、いかがでしょうか？

事務局

おっしゃるとおりでございます。年齢を書く欄を設けたいというふうにしたいと思えます。それともう一つ報告がございまして、このチラシには審議会の審議の状況、どういう理由でこの区名候補を選んでいるのかを、記載したいと考えております。

会長

市民の皆さんのご判断の参考材料として、各区に5つの候補を選んだ経過というものを簡単に書かせていただきたいと思います。他にいかがでしょうか？

先ほどちょっと言い忘れたんですが、特に高木委員と森川委員にお願いしたいのは、ここは小学生以上ですし、是非将来を担う子供たちにもしっかり考えていただいて、いい提案をしていただきたいと思いますので、事務局からもご協力をお願いすると思えますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

はい、崎元委員。

崎元委員

事務局は年齢を書くようにすると？

会長

そうですね。

崎元委員

どうかと思うんですね。あまり書きたくない人もおられるし、個人情報なので。小学生以上の方に限りますとしても最終的に判定はできないでしょ？

会長

はい、事務局。

事務局

応募される方の良識にお任せするしかないという部分がございます。実際、住所、氏名の確認をするということは事実上不可能かなと。本当に小学生なのか、あるいは幼稚園児なのかという判定をするのは、かなり厳しいのではないかと考えております。

崎元委員

私もその程度でいいと思っておりますので、年齢を書く必要もない。個人情報を書く必要もないと思いますけれども。

会長

いかがでしょうか？アンケート調査などで、年齢を書いてもらうことがありますが、それは、調査を受け取った後に、年齢ごとにいろいろな分析をするとか、そういう場合には年齢を書いてもらうんです。今回の場合は、他都市の例を見ると、6万票7万票というすごくたくさん票が集まっていますので、それを年齢ごとに集計するというのは不可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか？

はい、林委員。

林委員

私も崎元委員と同じです。この場合年齢は不要だと思います。

会長

高木委員、いかがでしょう？

高木委員

私は必要だと思います。

会長

その理由は？

高木委員

まず一つに「小学生以上の方に限ります」という限定もしているわけですし、また、先ほど議長がおっしゃったように、小学生にもぜひ参加してほしいということであれば、より一層子供たちは書いて自分が何年生だという意味での年齢を書くということに、非常に重きを置く部分がありますので、そういった意味で広く募集するのであれば、書いたほうがいいかと思います。

会長

はい、上野副会長。

上野副会長

私は「小学生以上に限ります」というのを外して前のように「年齢を問いません」としてしまえば実質一緒ではないかなと。今回は、市内在住者だけですというふうにしてしまえば、年齢の話はクリアできるんじゃないでしょうか。

会長

事前に、上野副会長と事務局と相談しながらこの案を作ったんですが、その時にも上野副会長からそういうお話があったかと記憶しております。事実上そんな意味はありません。私も思います。では、これは外すということでもよろしいでしょうか？そうしましたら7頁と同じような書き方にしていきたいと思います。

他にいかがでしょうか？

はい、森川委員。

森川委員

10頁の専用はがきですけれども、今回は、全て熊本市内在住ですので「熊本市」というところまでは、印刷しておいていいんじゃないかと思います。

会長

住所のところですね？

森川委員

はい。少しでも手間が省けるかなと思います。

会長

それは事務局も大丈夫ですよ？

事務局

はい。

森川委員

それと、先ほどのことと関連ですけれども、先ほどは、はがきではなくて全て箱に入れるということに決まったんですかね？

会長

いいえ、はがきでもいいですよということです。

森川委員

はがきでも良かったんですよ？

会長

はい。

森川委員

今回の第2段階では、「応募はお一人につき1通に限ります」と明確に書いてありますが、第1段階では「なお、1つの区に対する同一の区名はお1人様1点限りとします」では、少し分かりにくかったんですよ。ですから、「お1人様1通に限ります」ではいけないんですね？

会長

はい、事務局。

事務局

応募につきましては、お1人でいくつも出したいという方がいらっしゃると思います。例えば3セット、4セットで。それを制限するのはいかがなものかということで、応募のときの要領は、そのようにさせていただきました。ただ、その中で、例えば、A区の名前を全部同じものをいくつも出されたらこれは駄目ですよということで、これは無効にさせていただきますとしております。ただ、意向調査につきましては、これは住民投票のようなものですので、お一人様1案ということに限定させていただいているということで、表現を変えさせていただいているところでございます。先ほど上村委員からもありましたよう

に、できるだけ記載要領で、その意味を付して周知したいと考えております。

会長

よろしいでしょうか？

森川委員

はい。

会長

他にいかがでしょうか？

はい、崎元委員。

崎元委員

官製はがきの作り方が疑問に思ってきました。専用はがきを使う場合は、こういうふう  
にプリントしてあるので丸を付けたりして出せばいいんですが、官製はがきの裏面はどこ  
かに指示されますか？

会長

はい、どうぞ。

事務局

確かに崎元委員がおっしゃるとおり、官製はがきの裏は白紙でございますので、よろし  
ければこのような形で書いてくださいというようなことを、官製はがきで応募される際の  
記載要領というのを添付させていただきたい。線までは不必要ですけれども、そのような  
記載要領を付けて募集したいというふうに考えております。

会長

さっき上村委員がおっしゃったような記載要領のところ。

事務局

はい、官製はがきについての記載要領も出したいと思っております。

会長

はい、上野副会長。

上野副会長

崎元委員の意見で触発されてしまいました。そうであれば官製はがき、FAX、Eメールも同じですので、必須の記載項目というのを書かれたほうがよろしいんじゃないんでしょうか？

会長

そうですね。何かありますか？

ホームページは、当然様式を示します。それに準じたひな形を、こういうような形でFAX、官製はがき、Eメールの方はお願いしますとかそういうふうを示すんですかね？

事務局

わかりました。FAXもEメールも同じ要領になろうかと思しますので、その辺りの記載要領を作りまして、周知したいというふうに考えております。

会長

はい、植村委員。

植村委員

一つだけ選んで書くということであれば、全部書くよりも一つだけ書いていただければいいんじゃないでしょうか？全区書くにしろ、自分が選んだのだけを書いていただければそれで済むわけでしょ。線を引いて書くことまではなくていいんじゃないでしょうか？

会長

はい、事務局。

事務局

そのとおりでございまして、自分の区だけを投票したい方は書くというふうにさせていただきます。ただ、他の区も書きたいという方もいらっしゃいますので、記載例にその辺をはっきり書きたいと。

A区だったら1つだけ書けばいいということでしょうか？

植村委員

わざわざ書式を5つなら5つ名前を書くのではなくして、5つと5つだから紛らわしいんですけれども、自分が選んだのをA区からE区まで1つだけを書けば、それで済む問題じゃないんでしょうかと申し上げたんです。

事務局

分かりました。そのような記載例を作って募集したいというふうに考えております。

会長

それではそのようにお願いします。他にありませんか？よろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

そうしましたら、第2段階目で行います意向調査実施要領（案）につきましては、今いただきましたご意見を踏まえた上で、この原案のように決定させていただきたいと思いません。

それから募集の周知の方法、あるいはチラシやポスターにつきましては、この後事務局に作成していただきますけれども、上野副会長とも相談しながら、事務局でできるだけたくさんの方にPRできるようなチラシ、ポスターを作ってください、またPRの手法、方法も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは、そのようにさせていただきたいと思いません。

最後に「その他」ですが、全体を通じて、委員の皆さんからご意見やご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか？

それでは、事務局の方から連絡事項等ありましたらお願いします。

事務局

ただ今、会長がおっしゃいましたように、早速、募集周知チラシやポスター等の制作に入りたいと思いますので、正副会長に相談の上、決定させていただきたいと思いません。なお、次回の審議会の開催予定でございますが、募集状況等を見ながら、10月の中旬を予定いたしております。皆様方のご都合をお伺いしまして、後日連絡をさせていただきたいと思いません。事務局からは以上でございます。

会長

他にございませんでしたら、以上をもちまして、本日は終了させていただきます。

ただ今皆さんにご了承いただいたような形で市民の皆さんから2段階に亘ってご意見をお伺いするという事になったわけでありまして。委員の皆さんに最後をお願いさせていただきたいのは、委員の皆さんもいろいろなお立場、あるいは重要な役職を務めていらっし

やいますので是非皆さん方の周りにいらっしゃる方にこの区名への募集、あるいは意向調査に参加していただくように呼びかけをお願いできたらというふうに思います。

ということで本日は終了させていただきます。10月に入ってから第12回目ということですが、それまでまた作業を進めます。どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

終了 11時35分